

<JMITUホームページ>

[<http://www.jmitu.com>]

<JMITUオハラ樹脂工業分会 E メール>

JMITUオハラ樹脂工業分会への文書送付、ご意見、
問い合わせは「jmitu_oharateam-41493@yahoo.co.jp」へ。



発行所

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）

オハラ樹脂工業分会

〒457-0841 名古屋市南区豊田五丁目17-10

※組織外、無断転載禁止

【結成通告後からの主な経過】

- ①12月16日：結成通告後の団体交渉にて「合意協定書」に合意。
- ②12月17日：「合意協定書」に合意していなく「弁護士に相談する」という事実を主張。下図合意内容と12月26日電話会議開催を条件に合意。
- ③12月24日：電話会議の中止連絡があり合意を否定する趣旨の書面を受理。
- ④12月24日：団体交渉の日程、場所の変更連絡（合理的理由無し：1回目）
- ⑤12月26日：団体交渉の日程、場所の変更連絡（合理的理由無し：2回目）
- ⑥1月7日：団体交渉の日程、場所の変更連絡（合理的理由無し：3回目）

4/12(火) 組合報告
合意協定書 1-14, 2-4, 4, 12 について 限定所に 変更訂正
弁護士に 相談 相違点を 認め、4/12(火) の 報告 会 へ 提出
就業時間内の 報告 会 として 認め、 20/12/12, 17(火), 18(水)

合意協定書の合意エビデンス

合意の事実を否定「調印拒否」!!

団体交渉開催 組合員も多数傍聴



団体交渉の様子（オハラ樹脂工業 本社3階会議室にて）

「弁護士に相談する」は、
だれも聞いていない

2020年1月9日（木）JMITUオハラ樹脂工業分会は、オハラ樹脂工業本社3階会議室にて、2回目の団体交渉を開催しました。冒頭、労組側から、既に交渉の承認されていることを確認し、本日も開催予定の団体交渉の理由も示さず、合理的理由も示さず、繰り返しの3回に渡り、一方的に連絡変更を求め、きつい連絡が求められて、厳しさを追求がありまして、また社長は、2019年12月16日（月）の結成通告後に合意した協定について「合意したくない」という主張を述べた。弁護士に相談すると言った。主張は誰しもその日の参加者は誰も聞いていません。話を聞いて頂きたい。合意事項をねじ曲げて回答する組合側から提議された組合は厳しく抗議しました。また、この事件に関して、弁護士は社長が合意してサインした事実が判明し、合意協定書のエビデンス（この後弁護士は一言も反論できません）を提示しました。これは、2019年12月16日（月）の結成通告後の「合意協定書」に合意した事実。翌日の2019年12月17日（火）にも再び「合意協定書」に合意した事実を否定する行為と言わなければなりません。尚、12月16日の内容は全て録音されています。容はまた全傍聴者が聞いています。ありませぬ。